

令和4年7月

お客さま各位

大分信用金庫

ご返済終了後の融資契約書について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、「ご返済終了後の融資契約書」につきまして、従来、お客さまへご返却しておりましたが、一部の契約書を除き、令和4年9月1日以降のご返済終了分からご返却せず、当金庫で保管（10年間）させていただくことになりましたのでお知らせ致します。

なお、返却をご希望される場合は、お手数ですが「取扱店」にお申し付けください。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

また、ご不明な点がございましたら「取扱店」にお尋ねください。

以上

<令和4年9月1日以降、当金庫にて保管させていただく契約書類>

- 証書貸付（事業資金・個人ローン・住宅ローン）に係る契約書 等
- 当座貸越（カードローン）に係る契約書 等

※ 手形貸付に係る約束手形、代理貸付に係る債権書類、並びに担保関係に係る契約書類等は、これまでどおりご返却させていただきます。

